



資 料 編

新居浜市長期総合計画審議会条例	174
新居浜市長期総合計画審議会名簿（分科会別 50 音順）	175
第五次新居浜市長期総合計画基本構想及び基本計画について（諮詢）	176
第五次新居浜市長期総合計画基本構想（案）及び基本計画（案）について（答申） ..	177
新居浜市長期総合計画策定市民会議設置要綱	180
新居浜市長期総合計画策定市民会議名簿（部会別 50 音順）	182
新居浜市長期総合計画に関する規程	184
第五次新居浜市長期総合計画策定経過	189
用語説明	193

新居浜市長期総合計画審議会条例

昭和 46 年 8 月 20 日

条例第 15 号

(設置)

第 1 条 新居浜市の長期総合計画について意見を求めるため、市長の諮問機関として、新居浜市長期総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、長期総合計画につき必要な調査審議を行い、答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織し、委員は、市政に特に学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(昭和 63 年条例第 2 号・平成 15 年条例第 1 号・一部改正)

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 4 月 1 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 20 日条例第 1 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

新居浜市長期総合計画審議会名簿（分科会別 50 音順）

所属団体	団体職名	氏名	審議会職名	分科会名	分科会職名
新居浜商工会議所	会頭	青野 正	会長	経済活力フィールド	
新居浜市農業協同組合	代表理事組合長	石井 俊一			
新居浜地区労働者福祉協議会	事務局長	*金子 達郎 山内 好昭			
新居浜商店街連盟	会長	白石 寿久			
新居浜機械産業協同組合	副理事長	曾我部 謙一			
(社)新居浜市観光協会	会長	畠田 達志			
新居浜市漁業振興対策協議会	委員	宮崎 清重			
新居浜工業高等専門学校	校長	*森澤 良水 鈴木 幸一			会長
住友金属鉱山(株)別子事業所	総務センター長	*安尾 浩和 金山 貴博			副会長
(社)愛媛県建設業協会新居浜支部	支部長	米谷 方利			
新居浜市民生児童委員協議会	会長	石井 孝允		環境福祉フィールド	
(社)新居浜市医師会	会長	大橋 勝英			
市民公募		小林 康宏			
にいはま環境市民会議	事務局長	近藤 康夫			副会長
新居浜市老人クラブ連合会	会長	佐々木 秋由			
新居浜市心身障害者(児)団体連合会	会長	関 種夫			
新居浜市食生活改善推進協議会	会長	秦 榮子	副会長		
(社)新居浜市社会福祉協議会	会長	渡邊 健			会長
市民公募		秋山 忠			
新居浜市PTA連合会	会長	伊藤 公一			
(社)新居浜青年会議所	副理事長	伊藤 龍一		教育文化フィールド・自立協働フィールド	
新居浜市女性連合協議会	会長	加藤 晶子			
新居浜地区防犯協会	副会長	菅野 武久			
新居浜交通安全協会	会長	桑原 征一			
新居浜市中学校校長会	会長	中川 誠一			
新居浜市小学校校長会	会長	*長野 美和子 森本 芳樹			副会長
新居浜市体育協会	会長	*永易 大典 真鍋 和人			
新居浜市連合自治会	会長	日野 幸彦			会長
新居浜文化協会	会長	好井 潤一			
NPO法人にいはま市民企画ノポック	まちづくり協働オフ イス業務統括責任者	吉川 貴士			

*交代した当初委員

第五次新居浜市長期総合計画基本構想及び基本計画 について（諮問）

新企總第301号
平成21年12月22日

新居浜市長期総合計画審議会
会長 青野正様

新居浜市長 佐々木 龍

第五次新居浜市長期総合計画基本構想及び基本計画について（諮問）

新居浜市長期総合計画審議会条例第1条の規定に基づき、第五次新居浜市長期総合計画基本構想案及び基本計画案について諮問します。

第五次新居浜市長期総合計画基本構想（案）及び 基本計画（案）について（答申）

平成22年10月26日

新居浜市長 佐々木 龍 様

新居浜市長期総合計画審議会
会長 青野 正

第五次新居浜市長期総合計画基本構想（案）及び基本計画（案）
について（答申）

平成21年12月22日付け新企總第301号で諮問がありました第五次新居浜市長期総合計画基本構想（案）及び基本計画（案）につきまして、当審議会で慎重かつ活発に審議した結果、次のとおり答申します。

記

少子高齢社会の到来、経済のグローバル化や情報通信技術の急速な発達が進むとともに、地球温暖化等の環境問題への取組が急務となるなど、時代は大きな変革期にあり、本市を取り巻く社会経済情勢も今後、大きく変わることが予想されている。

こうした中、今回、策定された第五次新居浜市長期総合計画基本構想（案）及び基本計画（案）については、時代の潮流に注視するとともに、市民ニーズを反映したものとなっており、計画内容については概ね適切であると認めるものであるが、この計画がより実効性のあるものになるよう、当審議会として以下の意見を付すこととする。

今後においては、平成23年度に向け、本計画をすみやかに策定するとともに、実施に際しては、当審議会の意見を十分に尊重し、市民の笑顔が輝くまちとなるよう着実な計画の推進を図られるよう要望する。

計画全体に対する意見

- 1 計画の実施に際しては、個々の施策を単独で行うのではなく、各施策の連携を十分に図り、総合的、一体的なまちづくりの観点から実施を行うこと。
- 2 市民・事業者・団体・行政が一体となったまちづくりが可能となるよう、今まで以上に市民や団体が活動しやすく、かつ、互いに協働、連携しやすい体制を構築すること。
- 3 今後も財政の健全性を確保するため行政自らが不断の行政改革を行い、無駄の排除や効率化等により、スリムな行政となるように努力されたい。また、事業実施についても、その必要性や効果効率性を見極め、事業の選択と集中を行うこと。
- 4 第五次長期総合計画については、これから目標とするまちづくりのあり方、重点化していく分野などが、市民にとってわかりやすい計画となるよう留意するとともに、活動指標・成果指標や目標数値の設定については、計画の達成度を具体的に判断するものであることから、適正な設定を行うこと。
- 5 現状においては、本市には若者が集える場所が少なく、また、若者の力を十分にまちづくりにいかせていない。まちが活力を持続けるためには、若者の力をまちづくりにいかすことが不可欠であるが、若者にとって魅力的な居場所づくりや、若者に視点を合わせた事業を展開していただきたい。
- 6 本市には、近代化産業遺産や伝統文化など素晴らしい資源があるが、これらを積極的に活用し、新居浜らしさを創出することで、まちの魅力を高め、市民が誇れるまちを実現されたい。

フィールドに対する意見

(快適交流フィールド)

- 1 駅周辺の南北市街地の一体化については、20年後、30年後を見据えた長期的な視野に立った取り組みが必要であり、周辺道路網や駅南地区の整備方針の検討を行う中で、JR貨物ヤードの移転についてもご検討いただきたい。

(環境調和・教育文化フィールド)

- 2 環境施策を推進するためには市民への啓発活動つまり教育が重要である。このことから教育分野等の他のフィールドと十分な連携を図り、効果的な実施に努めていただきたい。

(経済活力フィールド)

- 3 水産業の振興についての基本計画は素晴らしいものであるが、実効性のある実施計画を策定し、望ましい姿を実現していただきたい。
- 4 現在盛り上がりを見せる東平をはじめとする近代化産業遺産群への観光客の増加を一過性のブームで終わらせる事のないように、中・長期的な視点にたった観光振興の計画を策定していただきたい。

(健康福祉フィールド)

- 5 法制度の狭間にある難病患者については、国の動向等について注視するとともに、その実態等を十分に踏まえ、市として積極的に対策に取り組んでいただきたい。
- 6 障がい者の就労支援については、市において知的障がい者の就労に取り組んでいただいているが、今後においては民間企業においても就労が促進されるように積極的に働きかけ、障がい者の自立支援に向けた取組が進むようお願いしたい。
- 7 高齢者福祉を考える上で、人生の終末が幸せであったかどうかが重要である。本市においては特別養護老人ホームや療養病床が少なく、多くの人が施設への入所待ちをしている状況であるが、人生の終末が恵まれたものになるよう、施設整備等を進めていただきたい。

以上

新居浜市長期総合計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 新居浜市の新しい長期総合計画を策定するにあたり、広く市民の参加を求め、市民と協働による計画づくりを推進するため、新居浜市長期総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、長期総合計画の策定について市民の立場から意見、討議、提言を行う。

(組織)

第3条 市民会議は、委員60人以内で組織する。

- 2 市民会議の所掌事務を分掌させるため、都市基盤、産業振興、保健福祉、市民環境、教育文化及び行財政運営の部会を置く。
- 3 委員の任期は、当該長期総合計画の策定が終了する日までとする。
- 4 各部会の分掌事務は、別表に定める。
- 5 委員は、市長が委嘱する。

(部会)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会の互選によってこれを定める。

(会議)

第5条 部会は、必要に応じてその部会の部会長が招集し、会議を進行する。

- 2 会長が、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、新居浜市長期総合計画策定委員会における各専門部会において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議に関し必要な事項は、市民会議で定める。

別表

部 会	分 掌 事 務
都市基盤	道路、土地利用、市街地整備、港湾、下水道、河川、住宅 公園・緑地、駐車場、水資源、その他
産業振興	農林水産業、工業、商業、観光、運輸交通体系、勤労者福祉の充実 農地整備、その他
保健福祉	健康づくり、保健・医療、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉 少子化、その他
市民環境	環境・衛生、公害防止、ごみ・し尿処理、交通安全、防犯、防災 消防、消費生活の安定、その他
教育文化	家庭教育、学校教育、社会教育、人権教育、スポーツ、芸術文化 近代化産業遺産、その他
行財政運営	生涯学習まちづくり、男女共同参画社会の実現、市民参加型行政 広報・広聴、行財政運営、国際交流、地域コミュニティ 高度情報化、ボランティア、その他

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。



▲市民会議（全体会）

新居浜市長期総合計画策定市民会議名簿（部会別 50 音順）

部会名	所属団体名等	氏 名	部会職名
都市基盤	新居浜市管工事業協同組合	石水 昭夫	
	新居浜商工会議所	伊藤 嘉秀	副部会長
	(社)愛媛県宅地建物取引業協会新居浜支部	岡田 茂	
	新居浜建設業協同組合	薦田 博孝	
	(社)新居浜青年会議所	近藤 嘉郎	
	(社)愛媛県建築士会新居浜支部	佐々木 世希	部会長
	住友金属鉱山(株)別子事業所	神野 和彦	
	新居浜港振興協議会	野間 省一	
	新居浜市 P T A 連合会	橋川 隆至	
	新居浜市連合自治会	藤田 一	
産業振興	いしづち森林組合	伊藤 康雄	
	新居浜市農業協同組合	岡部 成彦	
	新居浜商店街連盟	越智 俊博	
	新居浜機械産業協同組合	小野 雄史	
	NPO 法人新居浜いきいき工房	片上 政明	
	新居浜商工会議所	近藤 彰一	副部会長
	(社)新居浜市観光協会	佐々木 清隆	
	新居浜市土地改良協議会	神野 幸雄	部会長
	新居浜市物産協会	平山 敏子	
	新居浜市別子山地域審議会	和田 輝世伸	
保健福祉	新居浜市保育協議会	井田 仁美	部会長
	新居浜市民生児童委員協議会	加藤 照雄	副部会長
	新居浜市ボランティア連絡協議会	河端 幸枝	
	新居浜市女性連合協議会	菅 敏子	
	新居浜市心身障害者(児)団体連合会	白石 文男	
	(社)新居浜市医師会	田所 広文	
	(社)新居浜市社会福祉協議会	田那部 和明	
	市民公募	野口 幹代	
	新居浜市老人クラブ連合会	平田 ヤエ子	
	新居浜市食生活改善推進協議会	渡邊 照子	

部会名	所属団体名等	氏 名	部会職名
市民環境	新居浜市消防団	伊藤 秀紀	
	NPO 法人守ってあげ隊 (GPM)	片山 智雄	
	ブッククロッシング新居浜	神岡 敦子	
	新居浜地区防犯協会	田中 恒子	
	新居浜市消費生活改善推進協議会	繞木 明美	副部会長
	新居浜市女性連合協議会	野村 佳代子	
	新居浜交通安全協会	深川 孝利	
	にいはま環境市民会議	眞鍋 昌裕	部会長
	新居浜市連合自治会	三浦 稲男	
	新居浜市婦人防火クラブ運営協議会	宮前 港	
教育文化	新居浜市体育協会	*天野 伸壽	
		加藤 学	
	新居浜市連合自治会	加藤 彪	部会長
	新居浜市小学校校長会	鴻上 隆文	
	新居浜文化協会	篠原 雅士	副部会長
	新居浜市中学校校長会	坪本 道夫	
	新居浜市公民館連絡協議会	永易 良樹	
	(社)新居浜青年会議所	藤田 優	
	西条人権擁護委員協議会	松原 隆子	
	新居浜市P.T.A連合会	水田 史朗	
行財政運営	民話の里すみの	横川 アケミ	
	新居浜市情報化推進会議	伊藤 直人	
	愛媛SGGクラブ新居浜支部	伊藤 バーバラ	
	にいはま女性ネットワーク	近藤 智佳	副部会長
	にいはま日本語の会	土井 美智子	
	新居浜商工会議所	尾藤 一彦	
	新居浜市連合自治会	星加 勝一	部会長
	新居浜市ボランティア・市民活動センター運営委員会	村上 榮	
	新居浜市女性連合協議会	矢野 玲子	
	新居浜生涯学習大学	吉田 真由美	
	NPO 法人にいはま市民企画ノボック	米谷 和之	

*交代した当初委員

新居浜市長期総合計画に関する規程

昭和 46 年 7 月 3 日

訓令第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新居浜市長期総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、その定めるところによる。

(1) 総合計画

市民の将来の幸福と福祉の増進を図り、もって本市の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的な計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

ア 基本構想 市政の基本的な重要事項について作成する計画をいう。

イ 基本計画 基本構想に基づく、望ましい都市像を実現するための施策手段の大綱について作成する計画をいう。

ウ 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について作成する計画をいう。

(計画策定の原則)

第 3 条 基本計画及びこれに基づく実施計画は、計画的かつ効率的な行政を確立するため、現実に即し、かつ、科学性と総合性をもつよう策定しなければならない。

(平 21 訓令 13・一部改正)

(策定委員会の設置)

第 4 条 総合計画を策定するため、総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員長及び委員)

第 5 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
 - 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 次条第3項の規定による事務局長
 - (2) 第8条第3項の規定による部会長
 - (3) 市の職員のうちから市長が任命する者
- (平19訓令2・平21訓令13・一部改正)

(事務局の設置)

- 第6条 委員会に事務局を置く。
- 2 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員をもって組織する。
 - 3 事務局長は企画部長を、事務局次長は企画調整担当課長をもって充てる。
 - 4 事務局員は、市長が任命する。
- (昭63訓令6・平15訓令1・一部改正)

(職務)

- 第7条 委員会は、市長の命を受けて、次に掲げる事務を処理する。
- (1) 総合計画に含まれる事務事業の計画及び方針の企画、調査、指導、審査並びに連絡調整に関すること。
 - (2) 前号の事務事業の実施について、必要な指導及び調整並びに事務事業の実施状況の報告に関すること。
 - (3) 総合計画に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。
 - (4) 総合計画原案の策定及び立案に関すること。
 - (5) その他総合計画に関し特に必要なこと。
- (平21訓令13・一部改正)

(部会の設置)

- 第8条 総合計画の策定について、専門的な事項の調査及び研究をするため、委員会に、都市基盤、産業振興、保健福祉、市民環境、教育文化及び行財政運営の各分野を所管する専門部会(以下「部会」という。)を置く。
- 2 各部会は、部会長、副部会長及び推進員をもって組織する。
 - 3 部会長は、部長又は次長及び市長が必要と認める職員のうちから市長が任命し、副部会長及び推進員は、部会長の指名により、市長が任命する。
 - 4 推進員は、その部会の基本計画の策定に必要な資料の収集及び整理を行い、基本計画の原案を作成する。

(昭 55 訓令 34・平元訓令 10・平 7 訓令 11・平 12 訓令 1・平 17 訓令
7・平 21 訓令 13・一部改正)

(会議)

第 9 条 委員会は、委員長が必要があると認めたときに招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(委員以外の出席者)

第 10 条 委員会及び各部会は、その職務執行上必要があるときは、関係職員に対し資料の提出又は出席を求めて、所管事務について説明又は報告をさせることができる。

(基本計画の策定)

第 11 条 基本計画は、各部の実施計画その他の事務事業の基本とするものとし、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別の理由がない限り、変更することができない。

第 12 条 基本計画は、平成 23 年度を基準年度とし、目標年次を平成 32 年度とする。

2 基本計画は、委員会から提出された計画案を庁議(市長が別に指定する者を含む。)が調整し、市長が決定する。

(昭 55 訓令 34・平元訓令 10・平 12 訓令 1・平 21 訓令 13・一部改正)

(実施計画の策定)

第 13 条 実施計画は、前条第 1 項に規定する基準年度から同項に規定する目標年次までの 10 年間を単位として策定することを基本とする。ただし、この期間中の具体的な事務事業に係る市長が適當と認める分野については、当該期間を前期及び後期の 2 期に区分し、それぞれの期間について策定するものとする。

2 実施計画は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、これを変更することができない。

- (1) 基本計画が変更されたとき。
- (2) 国又は県の計画の変更により、著しい事務事業量の増減が生じたとき。
- (3) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

- 3 実施計画は、基本計画に従い、策定しなければならない。
- 4 実施計画は、市長の命を受けて委員会が策定した原案を府議(市長が別に指定する者を含む。)が調整し、市長が決定する。

(昭 55 訓令 34・平 16 訓令 13・平 21 訓令 13・平 23 訓令 1・一部改正)

(計画の実施)

第 14 条 部長は、総合計画の実施に当たり、必要な外部機関及び団体等との連絡調整を行い、事務事業が円滑に行われるようしなければならない。

(総合計画関係事務事業の報告等)

第 15 条 課所長等は、実施計画に基づく事務事業についての進捗状況を別に定める要綱により、企画部長を経て、市長に報告しなければならない。

(昭 63 訓令 6・平 15 訓令 1・一部改正)

(資料の提出)

第 16 条 課所長等は、総合計画に関する事務の参考になると考えられる資料等を作成したとき及び総合計画に関する事務事業の執行については、企画部長及び企画調整担当課長に合議しなければならない。

- 2 企画部長及び企画調整担当課長は、各部課の事務の参考となると考えられる資料等を作成したときは、課所長等に送付するものとする。

(昭 63 訓令 6・平 15 訓令 1・一部改正)

附 則

この規程は、昭和 46 年 7 月 3 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 5 月 19 日訓令第 34 号)

この規程は、昭和 55 年 5 月 19 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 4 月 1 日訓令第 6 号)

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 5 月 15 日訓令第 10 号)

この規程は、平成元年 5 月 15 日から施行する。

附 則(平成 7 年 4 月 1 日訓令第 11 号)

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 4 月 1 日訓令第 1 号)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月 1 日訓令第 1 号)

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 7 月 1 日訓令第 13 号)

この規程は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 1 日訓令第 7 号)

この規程は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 9 日訓令第 13 号)

この訓令は、平成 21 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 18 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 23 年 2 月 18 日から施行する。

(施行期日)

1 この訓令は、平成 23 年 2 月 18 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 13 条第 1 項の規定は、同項に規定する基準年度以後の年度に係る実施計画について適用し、当該基準年度前の年度に係る実施計画については、なお従前の例による。

第五次新居浜市長期総合計画策定経過

■平成 20 年度

年月日		実施内容等
平成 20 年	10 月	新居浜市民意向調査 ※住民基本台帳による無作為抽出（3000 人）
平成 21 年	3 月	新居浜市民意向調査結果報告書

■平成 21 年度

年月日		実施内容等
平成 21 年	7 月 6 日	まちづくり校区集会（多喜浜校区） ※議題：これからの中の 10 年のまちづくりに向けての提言（各校区）
	7 月 8 日	まちづくり校区集会（金栄校区）
	7 月 9 日	まちづくり校区集会（大生院校区）
	7 月 10 日	まちづくり校区集会（船木校区）
	7 月 18 日	まちづくり校区集会（大島校区）
	7 月 21 日	まちづくり校区集会（惣開校区）
	7 月 23 日	まちづくり校区集会（高津校区）
	7 月 24 日	まちづくり校区集会（中萩校区）
	7 月 26 日	小・中学校子ども会議 ※議題：魅力ある新居浜市、ずっと暮らし続けたい新居浜市
		まちづくり校区集会（別子山校区）
	7 月 28 日	まちづくり校区集会（若宮校区）
	7 月 29 日	まちづくり校区集会（浮島校区）
	7 月 30 日	まちづくり校区集会（角野校区）
	8 月 3 日	★長期総合計画審議会委員募集 ●長期総合計画策定委員会（第 1 回） ※議題：長期総合計画に関する規程、策定方針 等
	8 月 4 日	まちづくり校区集会（宮西校区）
	8 月 6 日	まちづくり校区集会（垣生校区）
	8 月 7 日	まちづくり校区集会（新居浜校区）
	8 月 10 日	まちづくり校区集会（神郷校区）
	8 月 11 日	まちづくり校区集会（金子校区）

年月日		実施内容等
平成 21 年	9 月	郷土出身者等意向調査 ※全国「にいはま俱楽部」会員（255人） ☆長期総合計画策定市民会議委員募集 高校生からの提言 ※東高校3名、工業高校2名、西高校1名、商業高校1名
	10月	企業・団体ヒアリング調査 ※市内で活動を行う企業・団体（33団体）
	10月 9日	●長期総合計画策定委員会（第2回） ※議題：審議会・市民会議について、策定スケジュール、基礎調査の進捗状況 等
	10月 15日	第五次新居浜市長期総合計画に対する要望事項提出（市議会）
	11月 1日	☆長期総合計画策定市民会議委員決定（60名） ※都市基盤・産業振興・保健福祉・市民環境・教育文化・行財政運営の6部会（各10名）
	11月 6日	☆長期総合計画策定市民会議 全体会・各部会（第1回）
	11月 20日	☆市民会議 市民環境部会（第2回）
	11月 25日	☆市民会議 産業振興・保健福祉・行財政運営部会（各第2回）
	11月 26日	☆市民会議 教育文化部会（第2回）
	11月 27日	☆市民会議 都市基盤部会（第2回）
平成 22 年	12月 1日	★長期総合計画審議会委員決定（30名）
	12月 15日	☆市民会議 産業振興部会（第3回）
	12月 21日	☆市民会議 都市基盤・市民環境部会（各第3回）
	12月 22日	★長期総合計画審議会（第1回） ※議題：会長・副会長の選出、長期総合計画の概要説明、基本構想・基本計画の諮問 等 ☆市民会議 教育文化部会（第3回）
	12月 24日	☆市民会議 保健福祉・行財政運営部会（各第3回）
	1月 13日	☆市民会議 市民環境部会（第4回）
	1月 20日	☆市民会議 産業振興部会（第4回）
	1月 28日	☆市民会議 産業振興部会（第5回）
	2月 2日	●長期総合計画策定委員会（第3回） ※議題：専門部会・市民会議の進捗状況 等
	2月 12日	☆市民会議 市民環境部会（第5回） ●長期総合計画策定委員会（第4回） ※議題：基本構想（施策の体系）について 等
	2月 15日	☆市民会議 都市基盤部会（第4回）

年月日		実施内容等
平成 22 年	3月 9日	●長期総合計画策定委員会（第5回） ※議題：基本構想(素案)について 等
	3月 15日	☆市民会議 都市基盤部会（第5回）
	3月 16日	☆市民会議 産業振興部会（第6回）・保健福祉部会（第4回）
	3月 19日	市議会議員全員協議会 ※基本構想（素案）の体系等の説明
	3月 23日	☆市民会議 教育文化部会（第4回） ●長期総合計画策定委員会（第6回） ※議題：基本構想（素案）について 等
	3月 26日	☆市民会議 行財政運営部会（第4回）
	3月 30日	★長期総合計画審議会（第2回） ※議題：基本構想（素案）について 等

■平成 22 年度

年月日		実施内容等
平成 22 年	4月 13日	●長期総合計画策定委員会（第7回） ※議題：基本計画の構成、実施計画の作成 等
	4月 19日	☆市民会議 都市基盤部会（第6回）
	4月 20日	☆市民会議 産業振興部会（第7回）
	4月 21日	☆市民会議 保健福祉部会（第5回）
	4月 22日	☆市民会議 行財政運営部会（第5回）
	4月 27日	☆市民会議 市民環境部会（第6回）・教育文化部会（第5回）
	4月 28日	☆市民会議 行財政運営部会（第6回）
	5月 14日	●長期総合計画策定委員会（第8回） ※議題：基本計画（素案）について 等
	6月 8日	★長期総合計画審議会（第3回）・第1～第3分科会（第1回） ※議題：基本構想（原案）・基本計画（素案）について 等
	7月 5日	●長期総合計画策定委員会（第9回） ※議題：審議会の意見と対応、懸案事項、実施計画の策定 等
	8月 11日	☆長期総合計画策定市民会議 全体会（報告）
	8月 12日	★長期総合計画審議会（第4回）・第1～第3分科会（第2回） ※議題：前回分科会の意見に対する対応、基本構想（中間案）・基本計画（中間案）について 等 パブリックコメント実施（9月 24 日まで） ※意見提出件数 4件

年月日		実施内容等
平成 22 年	10月 12 日	●長期総合計画策定委員会（第 10 回） ※議題：基本構想の目標値、重点基本計画、パブリックコメントの結果 等
	10月 21 日	★長期総合計画審議会（第 5 回） ※議題：基本構想の目標値、重点基本計画、パブリックコメントの結果、答申について 等
	10月 26 日	★長期総合計画審議会 ※基本構想（案）及び基本計画（案）について（答申）
	11月 1 日	基本構想（案）の決定（平成 22 年度第 8 回庁議）
	11月 30 日	市議会本会議に基本構想提案 ※企画総務委員会付託、各常任委員会に意見提出依頼
	12月 10 日	企画総務委員会 ※採決（賛成多数）
	12月 16 日	市議会本会議で基本構想議決 ※採決（賛成多数）
平成 23 年	2月 1 日	基本計画の決定（平成 22 年度第 11 回庁議）



▲長期総合計画（答申）

用語説明

あ行	
あかがね基金	別子銅山の遺構を守るために平成20年度に開設した参加型ファンド。
あすなろ教室	学校に行きたくても行けなくて家に閉じこもったり、気分がすぐれず休みがちになっていたりしている子どもたちが、様々な体験活動を通して、再び自分に自信を持ったり、人とのかかわりを学んだりする場所。学校への再登校や進学などへの自立を目指し、教育相談や適応指導を行っている。
アセットマネジメント	ライフサイクルコストを考慮し、効率的に資産を管理すること。
移動系防災行政無線	住民に対して防災情報を周知するために整備しているネットワークで、災害現場からの情報を収集するため、携帯したり車に搭載したりして利用する通信システム。
入込観光客	市内に訪れた観光客のこと。
英語指導員	主に小学校において学級担任の教師の行う英語の授業を補助する日本人の指導員。
エコミュージアム活動	住民の参加によって、その地域で受け継がれてきた自然や文化、生活様式を含めた環境を、持続可能な方法で研究・保存・展示・活用していく活動。エコミュージアムとは、エコロジー（生態学）とミュージアム（博物館）とをつなぎ合わせた造語。
延長保育	就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するため、保育時間を19時及び18時30分まで延長する制度。
エンパワーメント	組織の一員が自ら考え、行動すること、あるいは、そのような自律的な行動を促し、支援すること。
温室効果ガス	大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きのあるガスのこと。
か行	
介護支援専門員	要介護者等からの相談に応じ、適切なサービスを利用できるように市町村や居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者。
介護相談員	市から委嘱を受け、介護サービスの利用者と事業者の橋渡し役となって、サービス改善等を図る者。
学社融合	学校教育と社会教育が各自の役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組む考え方。
学校へ行こうデイ	「開かれた学校づくり」を目指し、公開授業等の日を設け、地域の方や保護者の方にありのままの学校の姿を知ってもらい、地域全体で教育を考えていただくための取組。
川上から川下まで	山林所有者（資源）から製材工場（製品）まで。
環境自治体会議	環境政策に積極的に取り組んでいる全国約60の自治体で構成されており、自治体や団体間のネットワークづくりを推進し、情報を共有することにより、環境政策を推進することを目的に、平成5年に設立された。
環境政策事業	環境問題における課題に対して必要な方策を提案していくことを目的とする事業。
環境マネジメント	環境保全に関する目的を組織内において体系化する手法。
間伐	木や土壌を健全に保つため木を間引く作業。

危険物施設	指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱いを行っていると認められるすべての場所。
休日保育	日曜・祝日等に、保護者の勤務等により子どもを保育できない場合に保育する制度。
協働	自立した対等な立場のもの同士が、各々の異なる知識や資源を持ち寄って共通の目的のために働くこと。
業務継続計画	災害時に、非常時優先業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行える状況に変えることを通じて、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。
近代化産業遺産	近代化（工業化）に大きく貢献した産業設備・技術や建物、これらを支えた運河、鉄道、港湾といったインフラの遺構などを総称したもの。
景観計画	景観行政団体が、良好な景観の形成を図るために、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。
芸術文化施設	総合文化施設、市民文化センター、郷土美術館の総称。
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。
健康余命	各年齢において平均的にあと何年生きられるかを示したもの（平均余命）のうち、健康で普通の日常生活を送られる年数。
研修生	国際貢献・協力を目的とし、日本の技術・技能を外国（発展途上国）に移転するため、企業が受け入れている外国人。
県の栽培漁業推進計画	各県の海域ごとに稚魚の生産や放流目標を設定したもの。
コーホート要因法	コーホートとは、同年（又は同期間）に出生した集団のことをいい、各コーホートの人口を、地域の人口の将来自然増減要因（出生、死亡）と将来社会増減要因（転入・転出）とに分けて推計する方法。
公営住宅ストック	地方公共団体が住宅に困窮する低額所得者に対して、建設、買取り又は借上げを行って低廉な家賃で供給する賃貸住宅。
公共施設愛護事業	登録した市民が自発的に身近な道路、河川、公園その他公共施設の一定範囲を継続的に清掃・除草する事業。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均を表す。
耕作放棄地	以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。
交通結節点	徒步、自転車や自動車、バス、電車などの複数の交通手段が集まり、相互に乗り換えることができる場所。
交流人口	通勤・通学、文化、スポーツ、買い物、観光など人々の交流によりその地を訪れた人口。
高齢者生きがい創造学園	生涯学習を通して、高齢者の社会参加の促進や能力の開発及び健康の増進を図ることを目的に平成5年4月に設置した学園。
高齢者向け優良賃貸住宅	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、民間の土地所有者等により供給される、バリアフリー仕様の高齢者向けの優良な賃貸住宅。

国際化都市づくり委員会	国際交流の総合的な推進を図ることを目的に、市民活動団体や企業、学識経験者などにより組織された委員会。
国際化ボランティア登録	外国人の生活支援に関連するボランティア（通訳・翻訳・病院への付き添い・ガイド・講演など）の登録制度。
跨線橋	鉄道線路の上を跨ぐように架けた橋。
子育て支援拠点	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安、悩みを相談できる場。
固定系防災行政無線	住民に対して防災情報を周知するために、屋外に設置したスピーカー等で、住民へ一斉に通報を行う通信システム。
こども夢未来基金	子どもたちに様々な体験の場を提供することを目的に市民の寄付によって設置された基金。
こども夢未来事業	子どもたちに自然、文化、職業など様々な実体験の場を提供し、生きる力を育てる青少年育成事業。
コミュニティバス	地域住民の利便向上などのため一定地域内を運行するバスで、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置などを工夫したバスサービス。

さ行

災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に対してハンディを負う人々。
災害時要援護者避難支援プラン	災害時において高齢者や障がい者、難病患者、乳幼児、妊娠婦、外国人等の要援護者の生命・身体を守ることを目的として、官民一体となった避難支援を実施するための指針。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。
产学連携	大学などの教育機関・研究機関と民間企業が連携すること。
志縁人養成塾	地域主導型公民館の担い手である地域の人材を育て、実践につなげるためのリーダー養成研修「知識」「知恵」「挑戦」の領域のプログラムをもつ。
自主防災組織	住民が地域ごとに団結して、助けあいながら、地域ぐるみで防災活動を行うための組織。
実質公債費比率	地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度恒常に収入されるもののうち、実質的な元利償還金（公営企業の元利償還金に対する繰出金等の実質的な元利償還金相当額を含む）に充当されたものの占める割合の3年間の平均値で、25%以上で地方債の発行が制限される。
市民提案制度	市民との協働事業を推進するため、市民の視点で専門性、先駆性などのノウハウをいかした提案（事業アイデア）を募集する制度。
集約型都市構造	市内の一定の地域を集約拠点として位置付け、その拠点と市内のその他の地域を公共交通ネットワークなどで有機的に連携させる都市構造のこと。
就労移行支援事業所	一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障がい者に対し、事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援等を実施する事業所。
就労継続支援事業所	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を供与する事業所。
循環型社会	資源の採取、生産、流通、消費、廃棄のすべての段階で、廃棄物の発生抑制や循環資源の利用等により新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会。

浚渫	航路、水路、泊地などの水底、又は河川の川底（水中掘削分）の土砂を掘りとること。
生涯学習大学	高度化、多様化、専門化した市民の学習要求に応えるために平成3年4月に開設された市民大学。
障害者自立支援協議会	障がい者等相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉の円滑な推進と障害福祉計画の策定等のために設置される協議会。
消防救急無線	消防本部（消防指令センター）と、消防署や消防・救急隊を結んでいる通信網。
消防緊急通信指令システム	市民からの119番の受信から出場隊の編成、出場指令までをコンピュータで自動制御するシステム。
消防広域化推進計画	消防組織法第33条に基づき、県内の市町における自主的な消防の広域化を推進するための計画で、愛媛県は平成20年9月12日に「愛媛県消防広域化推進計画」を策定している。
将来負担比率	一般会計の借入金（地方債）や公営企業、設立法人等に対して、将来払っていく可能性のある負担等の、現時点での残高を、その支払いに充てることのできる基金残高等を加味した上で指標化し、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示したもので、財政健全化基準（イエローカード）は350%です。
ジョブローテーション	職員の能力開発のために、多くの業務を経験させるよう定期的に職務の異動を行うこと。
人工魚礁	魚類などの生物に養殖、成長、生育に必要な場所を提供することを目的として、魚や海藻など海に住む生物が集まる水面下の岩場を、人工的に整備すること。
水洗化率	行政区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を下水道又は合併処理浄化槽で処理している人口の割合。
スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者で、児童生徒へのカウンセリング、教師や保護者に対する助言・援助等を行う者。
スクールソーシャルワーカー	学校等において社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて児童生徒や保護者等の相談に応じたり、関係福祉機関等との連携を図り、いじめ、不登校などの問題を抱える児童生徒に支援を行う者。
スプロール化	市街地が無秩序に郊外に拡大し、虫食い状に無秩序な市街地を形成すること。
生活習慣病予備群	食事や運動、喫煙、ストレス等の生活習慣が深く関与して発生するがん、脳血管疾患、心疾患の生活習慣病になる恐れがあるものの総称。
生活の安全安心に対する満足度	新居浜市民意向調査の「生活の安全安心」に関する5項目の満足度の平均値。
製造品出荷額等	製造品出荷額（出荷額及びその他収入＝冷蔵保管料、広告料など）に加工貢収入及び修理料収入額を加えたもの。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度。
世界の年平均地上気温の平年差	陸域における地表付近の気温の年平均と平年値（1971～2000年の30年平均値）を差し引いた値。
全国「にいはま俱楽部」	全国各地で活躍されている新居浜市出身者や本市にゆかりある方々とのネットワークを目的に設置された「新居浜市の応援団」。

全国近代化遺産活用連絡協議会	近代化遺産が所在する地方公共団体を中心として、近代化遺産の保存・活用とそれらをいかした地域の活性化に向けて平成9年に設立された全国ネットワーク組織。
線引き	都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分し、計画的に市街化を進めて無秩序な市街化を防止する制度。本市においては、平成16年に線引き制度を廃止した。
総合文化施設	美術館と小劇場を中心とした芸術文化施設及び新居浜市の地域文化を象徴する太鼓台・産業遺産関連施設を核とした複合施設。

た行

耐震強化岸壁	震災時の緊急物資・避難者等の海上輸送や、震災直後から復旧完了までの貨物輸送機能の確保を目的として、通常の岸壁よりも、耐震性を強化した岸壁。
第六次産業	農畜産物等の生産（第一次産業）だけでなく、食品加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、今まで第二次・第三次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることによって農業を活性化させようというもの。この産業分類をすべてかけ合わせて $1 \times 2 \times 3 = 6$ が第六次産業になることをもじった造語。
濁度異常	濁度とは水の濁りの度合いを表す指標であり、その測定値が台風や渇水などによって異常な値を示すこと。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
地域WiMAX	市町村などの限定した地域で、無線通信技術を使用して提供するブロードバンドサービス。
地域活動支援センター	障がい者に対し、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行う施設。
地域コミュニティに対する満足度	新居浜市民意向調査の「地域コミュニティ他」に関する4項目の満足度の平均値。
地域主導型公民館	地域の特性をいかし、よりよい地域づくりを進めるために、地域の住民が主体的に学習や地域活動に取り組む公民館活動。
地域担当者制度	各地域に担当者を決めて、自主防災組織等の活動を側面からサポートする制度。
地域発達支援協議会	障がいや発達課題により特別な教育的支援を要する幼児、児童及び生徒に対し、発達支援が適切に行えるよう、関係機関との連携及び生涯にわたる一貫した支援のあり方を検討する協議会。
地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を総合的に行う機関。
地域防災計画	災害対策基本法（第42条）に基づき、各地方自治体の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。
地球温暖化	地球を取り巻く大気中の二酸化炭素やメタン等の微量ガスの濃度が増加し、地球規模で温度が上昇している現象。
地籍調査	土地分類調査、水調査と並び、国土調査法に基づく「国土調査」の一つであり、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するもの。
中位推計	厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が算出する将来推計人口のうち、標準的な出生率を仮定した場合の推計。

中間組織	市民活動団体と行政とを媒介するだけでなく、市民活動団体相互を媒介し、情報やノウハウを提供したり、相互の連携を促進したりする組織のこと。
超高速ブロードバンド	ブロードバンドでも、インターネット接続の伝送速度が30Mbps以上の、より高速なインターネット利用環境のこと。
長寿命化計画	施設の延命化、維持管理コストの低減及び施設更新時期の平準化を図るために施設の重要性や健全度などを考慮し「予防保全」と「事後保全」などメリハリのある維持管理を行うための計画。
適応指導教室	不登校児童生徒に対する指導を行うために教育委員会が、学校以外の場所等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携を取りつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的・計画的に行う組織として設置した教室（新居浜市においては「あすなろ教室」として開設している。）。
デマンドタクシー	一般的タクシーと異なり、決められた時間の中で、予約のあった便のみ運行する乗合タクシー。
東南海・南海地震	四国沖から静岡県の駿河湾にいたる太平洋沿岸を震源とし、繰り返し発生している大地震のことで、「東南海地震」とは、遠州灘西部から紀伊半島南端までの地域で発生する地震のこと、「南海地震」とは、紀伊半島から四国沖で起こる地震のこと。
特定計量器	取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして定めるもの（計量法第2条第4項）。
特定健康診査	メタボリックシンドロームに着目した健康診査。生活習慣を改善し、高血圧症や高脂血症、糖尿病などの有病者・予備軍を減少させることを目的とする。40歳～74歳までの公的医療保険加入者全員が対象。
特定高齢者	65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者。
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病のリスクが高く、生活習慣の改善が必要な方に対して、保健師、管理栄養士等の指導のもと生活習慣を見直すための支援を行うこと。
特別支援教育支援員	小・中学校において障がいのある児童生徒に対し、衣服の着脱、排泄、教室の移動補助等学校生活の介助や、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行う者。
都市計画道路整備率	都市計画道路の総延長に対する整備済道路の総延長の割合。
土地改良区	土地改良法に基づき、一定の地域について、15人以上の農業者（原則として使用収益者）により土地改良事業を実施することを目的として設立される団体。規模は数ヘクタールから数市町村にまたがるものまで多岐にわたり、かんがい排水事業やほ場整備事業等を実施するほか、これら事業により造成された土地改良施設や国、県等が造成した土地改良施設の維持管理等を行っている。
土地の高度利用	市街地において、街区又は街路としての空間の質の向上を図るため、建築基準法等に基づく建築物の容積率又は高さの制限を緩和することにより、土地をより高度に利用すること。

な行

新居浜市地球高温化対策地域協議会	新居浜市における地球高温化防止に関する対策等を協議・調整し、継続的かつ積極的に取り組むことを目的に設立された協議会。
日本年金機構	国（厚生労働大臣）から委任・委託を受け、厚生年金及び国民年金に係る一連の運営業務を行う法人。

認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やそのご家族を支援する人のこと。
認定農業者	意欲のある農業者が自らの経営を計画的に改善するため、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む。）をいう。
ネットワーク型のまちづくり	まちづくりを自治会だけでなく、個人や NPO などの団体と対等な立場で連携を図り、地域で総合的にまちづくりを推進していくこと。
ノーマライゼーション	障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。
農業水利施設	農業生産に不可欠な農業用水を貯水・取水・送水・配水・排水する構造物（農業用排水路、ダム、用排水ポンプ場等の施設）。

は行

パートナーシップ	対等な立場で共通の目的のために働くための協力関係。
ハートなんでも相談員	児童生徒、保護者、教師等が気軽に相談し、児童生徒の不登校、問題行動等の未然防止、早期発見及び解決を図るための相談活動を行う者（愛媛県における独自の呼称）。
バイオマстаун構想	家畜の排泄物や稻わら、枯れ草などを生物資源として再利用するシステムを構築し、循環型社会を目指す構想。
配水池	浄水場から一定して送り出される水を貯え、時間変動する給水量に応じて適切な配水を行うために設けられる池。
パブリックコメント	行政などが政策立案に当たり、広く住民に計画等の素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して最終決定を行う制度。
ファミリー・サポート・センター	子育ての援助を行いたい人と、子育ての援助を受けたい人が会員として登録し、子育てに関する有償の相互援助活動を行い、子育ての支援を図る事業。
福祉サービス第三者評価事業	社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行う評価事業。
ブックスタート	赤ちゃんと保護者に対しておすすめの絵本や絵本のリストなどをメッセージや説明を添えながらていねいに渡していく運動。
フリーゲージトレイン	新幹線と在来線ではレールの幅（軌間）が違うため直通運転ができないが、車輪の左右間隔を自動的に変えることで直通運転を可能とする電車。乗り換えがなくなることにより、乗客の利便性が飛躍的に向上することが期待されている。
ふるさと観光大使	新居浜市にゆかりのある著名人が、それぞれの活動を通して、新居浜市の観光、物産、自然、歴史文化などの魅力を内外に発信し、新居浜市のイメージアップにご協力いただくことを目的として設置したもの。
ブロードバンド	高速に大容量の情報を通信できるインターネット利用環境のこと。「ADSL」や「ケーブルテレビ回線」「光ファイバー回線」など、高速（少なくとも 1 Mbps 以上）でインターネット接続ができる。
別子銅山保存活用連絡調整会	別子銅山の産業遺産群の保存活用を図ることを目的に、平成 19 年 3 月に設置した組織。
放課後子ども教室	放課後や週末に小学校の教室や公民館等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組む制度。

放課後児童クラブ	就労等により屋間家庭に保護者がいない概ね小学1年生から3年生までの児童を対象とし、学校の余裕教室等を活用して、適切な遊びと生活の場を設け、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業。
防火対象物	不特定多数の人に利用される建造物等のことをいい、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物（消防法第2条）。
ポケットパーク	都市環境の改善や住宅密集地の改善を図るために、わずかなスペースを利用して設けられた小公園。

ま行

まちづくり協働オフィス	公益的な市民活動を総合的に支援し、市民活動団体間の相互交流を促進するとともに、市民と行政の対等なパートナーシップに基づく協働のまちづくりを推進する拠点。
町の救命士	新居浜市が開催する3時間以上の救命講習（AEDを含む）を受講した方の名称。
マルチメディア放送	2011年のアナログテレビ停波後の周波数を使用して提供される、携帯型端末での利用を想定した放送と通信の特徴を融合した新たな放送メディア。
ミニ健康まつり	簡易な健康チェックを行うことにより、住民自らの健康課題に気づいてもらうとともに、地域一体の健康づくりや健診受診等の意識の高揚を図るために地域ごとで開催するイベント。
魅力あふれる地域コミュニティ創生事業	新居浜市連合自治会が実施する地域の独自性をいかしたソフト事業や自治会加入促進に関する事業。
メタボリックシンドrome	「肥満、高脂血症、高血糖、高血圧」といった動脈硬化の危険因子をいくつも併せもった状態のこと。危険因子が増すごとに、心筋梗塞や脳梗塞になりやすい。
モータリゼーション	自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化する現象。
木質バイオマス	林地残材や製材工場などの廃材等を活用したチップなどの木質産物。
藻場	魚の産卵場所などとなる海草が繁殖している海底。光合成により酸素を供給する役割もある。

や行

夜間保育	夜間（19時から概ね22時まで）に、保護者の勤務等により子どもを保育できない場合に保育する制度。
野菜工場	屋内で温度や湿度、光量などを最適な状態にコンピューターで制御して野菜を栽培する施設をいう。四季を通じて安定した供給ができる。
友好都市	親善と文化交流を目的として特別に提携をした二国間の都市。
ユニバーサルデザイン	道具や空間をデザインするに当たり、障がい者のための特別なデザインを考えるのではなく、全ての人が利用可能で使いやすいうように、改良していくこうという考え方。
夢広がる学校づくり推進事業	学校、家庭及び地域が相互に協力し、それぞれの学校が地域の実情を踏まえながら学校の創意工夫により、「地域に開かれた特色ある学校づくり」を推進する事業（平成17年度から実施）。
ユビキタスネット社会	ユビキタスネットワークを活用し、いつでも、どこでも、何でも、誰でもがネットワークに簡単につながる社会像。
ユビキタスネットワーク	いつでも、どこでも、何でも、誰でもアクセスが可能なネットワーク環境。なお、ユビキタスとは「いたるところに遍在する」という意味のラテン語に由來した言葉。

用途白地地域	都市計画区域内で用途地域を指定していない地域。
用途地域	都市の環境を保ち機能的なまちづくりを進めるため、住居、商業、工業など、市街地の大枠としての土地利用を定めた地域。
要保護児童対策地域協議会	児童虐待などの要保護児童の早期発見や適切な保護、要保護児童とその家族への適切な支援を図るために関係する機関が情報を共有し、地域において円滑な連携・協力を確保することを目的とした協議会。
予防査察員	防火対象物や危険物施設等の火災等を予防するため、施設等に立入検査を行う消防職員。

ら行

ライフサイクルコスト	施設等の企画設計から、建設、運用管理、廃棄処分までにかかる生涯費用のこと。
ライフステージ	人の一生を、幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けたそれぞれの段階。
ラスパイレス指数	地方公務員と国家公務員の給与水準を、職種、学歴、経験年数等の差を考慮した上で比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指數で示したもの。
量目立入検査	市民の消費生活の安全を守るため、計量法第148条の規定に基づき、日常消費される商品を製造及び販売する事業所への立入検査を行うこと。
類似団体	人口及び産業構造等により全国の市町村を35グループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体をいう。

わ行

ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
ワンセグ放送	携帯電話向け地上デジタル放送のことで、地上デジタル放送に割り当てられている1つのセグメントを使うことから、1(ワン)セグと呼ばれる。

アルファベット

A E D	突然心肺停止状態に陥った時、心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器。
A L T	Assistant Language Teacher の略で、外国語を母国語とする外国語指導助手をいい、外国語担当教師の行う授業を補助する者。
D V	同居関係にある配偶者、内縁関係、両親、子、兄弟や親戚などの家族から受ける家庭内暴力。
I C T	「Information and Communications Technology」の略称。
N P O	民間非営利組織の意。行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動をする市民による非営利の民間組織。

平成 23 年 3 月

新居浜市 企画部総合政策課 〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号

TEL : (0897) 65-1210 FAX : (0897) 65-1216 E-mail : seisaku@city.niihama.ehime.jp



愛媛県新居浜市